

平成 20 年 6 月 1 日

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画（第二次）

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 20 年 6 月 1 日～平成 25 年 5 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1 短縮時間勤務の現行労働時間「午前 9 時から正午までと、午後 1 時から同 4 時までの 6 時間」「午前 9 時 30 分から正午までと、午後 1 時から同 4 時 30 分までの 6 時間」「午前 10 時から正午までと、午後 1 時から同 5 時までの 6 時間」「午前 9 時から正午までと、午後 1 時から同 4 時 30 分までの 6 時間 30 分」「午前 9 時 30 分から正午までと、午後 1 時から同 5 時までの 6 時間 30 分」に次の労働時間を追加し、選択できるよう制度を改定する。

○追加する労働時間

- ・「午前 9 時 30 分から正午までと、午後 1 時から同 4 時までの 5 時間 30 分」
- ・「午前 10 時から正午までと、午後 1 時から同 4 時 30 分までの 5 時間 30 分」
- ・「午前 10 時から正午までと、午後 1 時から同 4 時までの 5 時間」

※「子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備」として改定

以 上